



ISPM28 「規制有害動植物に対する 植物検疫処理」附属書

農林水産省

MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

ISPM28 規制有害動植物に対する 植物検疫処理

- 植物検疫処理の国際的調和を図るために策定
- 2023年8月現在、ISPM28 付属書として、45本の植物検疫処理基準が策定されている

放射線照射処理基準 23本

チチュウカイミバエ、コドリンガ等に対する放射線照射処理 等

低温処理基準 14本

クインスランドミバエに対するオレンジ(*Citrus sinensis*)の低温処理

チチュウカイミバエに対するオレンジ(*C. sinensis*)の低温処理

チチュウカイミバエに対するタンゴール(*C. reticulata* × *C. sinensis*)の低温処理 等

蒸熱処理基準 5本

チチュウカイミバエ、クインスランドミバエに対するマンゴウの蒸熱処理 等

蒸熱処理+ガス置換処理基準 1本

コドリンガ、ナシヒメシンクイに対するりんご、ももの蒸熱処理+ガス置換処理

フッ化スルフリルくん蒸処理基準 2本

木材害虫に対するフッ化スルフリルくん蒸 等

ISPM28「規制有害動植物に対する 植物検疫処理」附屬書

1回目 加盟国協議	蒸熱処理	1本
2回目 加盟国協議	低温処理	1本

タイワンコナカイガラムシに対する蒸熱処理
(2021-028)

タイワンコナカイガラムシに対する 蒸熱処理(2021-028)

1回目の加盟国協議

- 対象害虫

タイワンコナカイガラムシ (*Planococcus lilacinus*)
日本を含むアジアに広く分布
- 対象物品

寄主となる全ての品目
- 処理基準

相対湿度95%以上、庫内温度50°C以上の蒸熱処理庫内で果実表面温度49°Cに到達後、70分間の処理
処理後は、常温の空気による冷却
- 処理効果

信頼水準95%において99.9910%以上の殺虫
- 根拠文献

Ren et al. (2021)等

